

総合評価落札方式への 対応について

裾切り方式との違いと、加点項目の詳細解説

2026.07

UPDATER株式会社

本日お伝えすること

01

従来の裾切り方式の説明

環境性能を評価する4要素と、合格ラインの仕組み

02

総合評価落札方式の説明

標準点・加算点・価格点による総合評価点の算定方法

03

裾切り方式と総合評価落札方式の違い

点数の使われ方・評価要素の範囲を比較

04

総合評価落札方式の加点項目の詳細

ア～キ、加点項目50点の全体像

05

新規加点項目の説明

見直しにより新たに加わった項目を深掘り

① 従来の裾切り方式の説明

①～③（必須項目）の合計が70点以上で入札参加資格を取得。④は別枠の加点項目。

必須

① 二酸化炭素排出係数

条件	点
0.375 未満	70
0.375～0.400未満	65
0.400～0.425未満	60
0.425～0.450未満	55
0.450～0.475未満	50
0.475～0.500未満	45
0.500～0.520未満	40
0.520 以上	0

必須

② 未利用エネルギー活用状況

条件	点
0.675% 以上	10
0%超～0.675%未満	5
0%（活用していない）	0

必須

③ 再エネ導入状況

条件	点
15.0% 以上	20
8.0～15.0% 未満	15
3.0～8.0% 未満	10
0%超～3.0% 未満	5
0%（導入していない）	0

加点

④ 省エネ情報提供
簡易的DR／地域再エネ取組

条件	点
取り組んでいる	5
取り組んでいない	0

①＋②＋③の合計点が70点以上 → 入札参加資格を取得。落札者は価格のみで決定

※ ④は①～③とは別枠の加点項目。合計点に上乗せされる。

② 総合評価落札方式の説明

価格に加え、環境配慮の取組を点数化し、両者を組み合わせて落札者を決定する方式です。

$$\text{総合評価点} = \text{得点（標準点100点 + 加算点50点）} \div \text{入札価格点}$$

1

標準点（100点）

必須要件（しきい値）を満たせば100点。
満たさなければ0点で実質失格。

2

加算点（0～50点）

必須要件を上回る取組の水準に応じ
線形評価で段階的に加点。

3

入札価格点

入札価格 ÷ 100万円。
価格が低いほど点は小さくなり
総合評価点が上がる。

※ 落札者は、必須要件（標準点の対象）を満たす者のうち、総合評価点が最も高い者に決定される。

標準点（必須要件）の内容

以下2つの条件を両方満たせば標準点100点。いずれか未達なら0点で実質失格となる。

条件1：二酸化炭素排出係数

事業者全体で 0.435 kg-CO₂/kWh 以下
またはメニュー別で 0.342 kg-CO₂/kWh 以下であること。

UPDATERの実績

0.038 kg-CO₂/kWh

基準を大幅に下回りクリア

条件2：調達電力に占める再エネ割合

調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合が
50%以上 であること。

UPDATERの実績

事業者全体 99.1%

契約構成により調達電力でも要件クリア可能

UPDATERは条件1・条件2をいずれも満たすため、標準点100点を確保できる見込み

③ 裾切り方式と総合評価落札方式の違い

環境性能を「点数化する」発想は同じでも、**その点数の使われ方と対象範囲が大きく変わります。**

比較項目	裾切り方式	総合評価落札方式
点数の使い道	入札参加資格の合否判定のみ（合格ラインは70点）	総合評価点に直接反映し、落札者そのものを決定
価格との関係	点数と価格は完全に切り離されている（合格後は価格のみで競う）	点数（標準点＋加算点）と価格点を1つの式に統合
評価要素の数	4要素（CO2排出係数・未利用エネルギー 再エネ導入状況・地域の取組）	7要素（ア～キ）に拡大。再エネ割合の必須化 追加性等の新設項目を含む
環境性能の差の反映	合格ラインを超えれば差は結果に反映されない	水準に応じて段階的に加点され、差がそのまま順位に反映される
価格転嫁のリスク	環境性能に投資してもコスト増を価格に転嫁すると不利になりやすい	環境性能の加点によりコスト増を相殺できる余地がある

要するに：裾切り方式は「一定水準を超えたら合格」というゲート機能。
総合評価落札方式は、そのゲートを超えた先の取組の差までも価格と一体で評価する仕組み。

行政側の変更点（提出書類・手続き）

入札者側だけでなく、**発注者（行政）側が求める書類・審査の手間も変わります。**（出典：環境省 契約書類例）

比較項目	裾切り方式	総合評価落札方式
入札者に求める書類	参加資格基準（70点）を満たすことの簡易な証明書類のみ	適合証明書（別添3別紙1～3：排出係数・再エネ割合等の証明） ＋評価項目取組状況報告書（様式1：ア～キの申告） ＋電源構成・非化石証書使用状況の開示資料
行政側の審査内容	基準点を満たすか否かの合否判定のみ	加点項目ごとの申告内容・証跡書類を確認し 総合評価点を算出（環境省提供の計算Excelツールを使用）
契約書類のひな型	裾切り方式用のひな型（仕様書・競争参加資格確認関係書類等）	総合評価落札方式用のひな型（入札説明書・別添3・別添4を含む一式） ※環境省HPで別途提供
契約書類への添付・保存	契約書のみ	契約書に加え、様式1・適合証明書等の加点根拠資料も契約書類として保存

計算ツールを使うのは自治体（調達者・発注者）側。

電力会社（入札者）は様式1へ実績値を記入・提出するのみ。加算点の集計や総合評価点の算出は、自治体側が環境省提供のExcelツールを使って行う。行政側の事務負担は増えるが、環境省がツールやひな型の提供で負担軽減を図っている。

入札側の変更点（提出書類）

電力会社（入札者）側も、単なる基準クリアの申告から、**実績を裏付ける書類一式の提出**へと変わります。（出典：環境省 契約書類例 別添3・別添4）

提出書類	裾切り方式	総合評価落札方式
価格に関する書類	入札書	入札書（同左）
事業者資格の証明	競争参加資格審査結果通知書の写し	競争参加資格審査結果通知書の写し（同左） ＋小売電気事業登録証の写し
環境性能の証明	基準点（70点）クリアを示す簡易な申告書	適合証明書（別添3別紙1）：CO2排出係数・再エネ割合が基準を満たすことの証明
発電施設情報の提出	不要	発電施設の法令遵守誓約（別紙2） ＋発電施設情報（別紙3：事前特定の場合／別紙4：事後特定の場合）
加点項目の申告	不要（合否判定のみのため）	評価項目取組状況報告書（様式1・別添4別紙1）：ア～キの実績・計画値を記載
電源構成等の開示	任意	電源構成・非化石証書の使用状況の開示が必須（落札方式の要件）

要するに：「基準を満たしている」という申告だけでなく、発電施設情報や加点項目の実績値など
証拠書類を伴う具体的な提出物が増える。

④ 総合評価落札方式の加点項目の詳細

加算点は満点50点。ア～キの7項目に配分され、**オレンジ色が見直しにより新設・強化された項目です。**

	評価項目	配点	満点となる基準	評価方法（概要）
ア	二酸化炭素排出係数（事業者全体）	20点	0.250 kg-CO2/kWh 以下	0.435～0.250 kg-CO2/kWh の範囲で線形評価（0.435超は減点）
イ	調達電力に占める再エネ割合	10点	100%	必須要件（50%以上）に加え、50～100%の範囲で線形評価
ウ	再エネ導入状況（事業者全体）	5点	15% 以上	0～15%の範囲で線形評価
エ	未利用エネルギーの活用状況	5点	2% 以上	0～2%の範囲で線形評価
オ	追加性のある再エネ（調達電力）	5点	100%	運転開始等から15年以内の設備由来の割合、35～100%で線形評価
カ	指定地域における取組	5点	調達者要件に合致	合致すれば満点、合致しなければ0点
キ	ディマンド・リスポンス（DR）	任意	調達者要件に合致	合致すれば加点、合致しなければ0点

■ オレンジ＝見直しにより新設・強化された加点項目（イ・オ・カ）。詳細は次頁。

加算点のカスタマイズの仕組み

配点・基準値は環境省提供のExcelツールで**調達者が案件ごとに設定可能**。ただし「**合計50点固定**」という制約があります。

合計50点固定ルール

ア～カ（＋任意キ）の配点の変更できるが、加算点の合計は必ず50点にする必要がある（一致しないとツールがエラーになる）

	評価項目	調整可能範囲（設定例）
ア	二酸化炭素排出係数（事業者全体）	0.000～1.100 kg-CO2/kWh
イ	調達電力の再エネ割合	0～100%
ウ	再エネ導入状況（事業者全体）	0～100%
エ	未利用エネルギー活用状況	0～10%（上限10%まで設定可）
オ	追加性のある再エネ割合	0～100%
カ	地域取組（卒FIT買取価格で評価する場合）※	0～20円

仕組みの流れ：調達者が配点・基準値をExcelツールに入力 → 1次関数・線形グラフを自動生成 → 入札説明書別添4にそのまま貼付

※ **カ．地域取組について** 調達者は①指定地域内での発電、②地域脱炭素化促進事業、③卒FIT電気の買取実績、④連携協定先からの調達の4つの評価基準から「いずれか1つを選択、または独自に設定」して仕様書に規定することができる（0～20円という基準値は③を採用した場合の一例）。

⑤ 新規加点項目の説明

見直しにより新たに評価対象となった3項目。いずれも再エネの「量」「質」「地域性」の拡大を促す狙いがあります。

イ・必須化

調達電力の再エネ割合

内容

調達する電力に占める再エネ電気の割合を評価。

変更点

従来は加算点のみの対象だったが「50%以上」が標準点（必須要件）にも追加。

背景

政府実行計画
「2030年度に再エネ比率60%以上」を踏まえた2027年度時点の到達目標。

評価方法

必須要件に加え、加算点でも50～100%の範囲で線形評価。

オ・新規

追加性のある再エネ

内容

調達電力のうち、運転開始日等から15年以内の発電設備に由来する電気の割合を評価。

背景

RE100の技術要件を参考にした基準。新規の再エネ電源の増加につながる調達を後押し。

評価方法

割合35～100%の範囲で線形評価。

対応課題

設備の運転開始時期を証明する書類の整備が必要。

カ・新規

指定地域における取組

内容

特定地域での再エネの地産地消や地域脱炭素化に資する取組を評価。

例

指定地域で発電された再エネ電気の供給、地域脱炭素化促進事業の電気、卒FIT電力の買取等。

評価方法

調達者（発注者）が定める要件への合致有無で評価。要件は調達者ごとに設定。

「力．指定地域における取組」の4つの選択肢と実務対策

調達者は以下の4つの評価基準から「いずれか1つを選択、または独自に設定」して仕様書に規定します。

① 指定地域内での発電

満点評価

官庁施設が所在する地域等で発電された電力や環境価値を供給していること

② 地域脱炭素化促進事業

満点評価

温対法に基づき地方自治体が認定した地域共生型の再エネ事業による電力を供給していること

③ 卒FIT電気の買取実績

段階／線形評価

指定地域における卒FIT電気の買取を評価。(ア)供給割合による段階評価(30%以上で満点等)または(イ)買取価格による線形評価(デフォルト7円～12円)

④ 連携協定先からの調達

満点評価

調達者(施設所在地域)と再エネ広域連携協定を結んでいる他の自治体産の電力を供給していること

実務上の注意(超重要)：満点5点を取りこぼさないためには、応札する案件ごとに、発注者が①～④のどの要件を選択しどのエリアを「指定地域」として定義しているかを、仕様書(別添4)で事前に厳密確認することが必須。確認を怠ると、実際に地産地消メニューを用意していても加点されないリスクがある。

加点項目へのUPDATERの対応

新方式の実務は、**実績値だけでなく「どう証明するか」が鍵**。当社は3つの仕組みで加点項目に対応します。

イ オ

ブロックチェーン・ トレーサビリティ

仕組み

「顔の見える電力」として
30分単位で「いつ・どこの発電所の電気か」を
追跡・記録。

加点对応

調達電力の再エネ割合（イ）の実証や
電源の運転開始年の特定による
追加性（オ）の証明書類整備に対応。

カ

発電所指定・ 地産地消メニュー

仕組み

指定地域の発電所を特定した電力供給メニューの
組成が可能。指定地域における取組（カ）の
要件設計に対応。

最新の取組

営農型太陽光「ソーラーシェアリング発電所指定
特約プラン」を2026年4月に開始。
追加性と地域共生を備えた新設電源として
想定を上回る申込を受付中。

ア

書類

低排出係数の電源構成と 開示・書類対応

仕組み

排出係数 0.038 kg-CO₂/kWh（R6年度実績）。
再エネ中心の電源構成（事業者全体99.1%）。

加点对応

排出係数（ア）で高水準の加点。
電源構成・非化石証書使用状況の開示や
様式1・適合証明書等の申告書類にも標準対応。

実績（数値）× 証明（トレーサビリティ）の両輪で、総合評価落札方式の要件に対応

UPDATERの加点項目 試算スコア

自社実績データ（R6年度実績）に基づく試算。イ・オは入札案件ごとに変動するため、本資料では満点と仮定して算出。

	評価項目	満点となる基準	UPDATERの実績値	試算得点	備考
ア	二酸化炭素排出係数（事業者全体）	0.250 kg-CO2/kWh 以下	0.038 kg-CO2/kWh	20点（満点）	基準を大幅に下回りクリア
イ	調達電力に占める再エネ割合	100%	案件ごとに設定	10点（仮定）	満点と仮定。確定にはご確認が必要
ウ	再エネ導入状況（事業者全体）	15% 以上	99.1%	5点（満点）	基準を大幅に上回る
エ	未利用エネルギーの活用状況	2% 以上	15.2%	5点（満点）	基準を大幅に上回る
オ	追加性のある再エネ（調達電力）	100%	案件ごとに設定	5点（仮定）	満点と仮定。確定にはご確認が必要
カ	指定地域における取組	調達者要件に合致	発電所指定・地産地消メニューを提供	5点（仮）	調達者要件との合致確認が必要
キ	ディマンド・リスポンス（任意）	調達者要件に合致	需給逼迫時の 使用抑制インセンティブ制度あり	合致	既存の需要家向け取組を活用可能

加算点 合計：50点（満点） + 標準点100点（必須要件クリア前提） = 得点150点 ※イ・オは満点と仮定した試算値

総合評価落札方式のシミュレーション

一般化した3事業者のモデルケースで試算。制度の仕組み上、価格だけでなく環境性能の取組差が落札結果を左右する。

項目	事業者X	事業者Y	事業者Z
標準点	100 点	100 点	100 点
加算点	50 点	40 点	30 点
得点（標準点＋加算点）	150 点	140 点	130 点
入札価格	1,000 万円	950 万円	900 万円
価格点（価格÷100万円）	10.0	9.5	9.0
総合評価点（得点÷価格点）	15.00	14.74	14.44
順位	1位（落札）	2位	3位

入札価格が最も高い事業者Xが、環境性能の加算点差により総合評価点で最上位となる試算結果。
環境性能への投資がコスト増を伴っても加算点で評価される、という制度設計の狙いがここに表れている。



まとめ

- 裾切り方式は「一定水準を超えたら合格」というゲート機能にとどまる。
- 総合評価落札方式は、ゲートを超えた先の取組の差までも価格と一体で評価する。
- 調達電力の再エネ割合の必須化、追加性・地域性といった新しい加点項目を理解し、先んじて対応することが重要。

ご清聴ありがとうございました